

株式会社バルカー

証券コード：7995

第**126**期 定時株主総会 招集ご通知



日時 2026年6月18日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 東京都品川区大崎二丁目1番1号
ThinkPark Tower 24階
(シンクパークタワー)
株式会社バルカー 本社大会議室

目次

ごあいさつ	2
第126期定時株主総会招集ご通知	3
事業報告	7
連結計算書類	23
計算書類	25
監査報告	27
株主総会参考書類	33

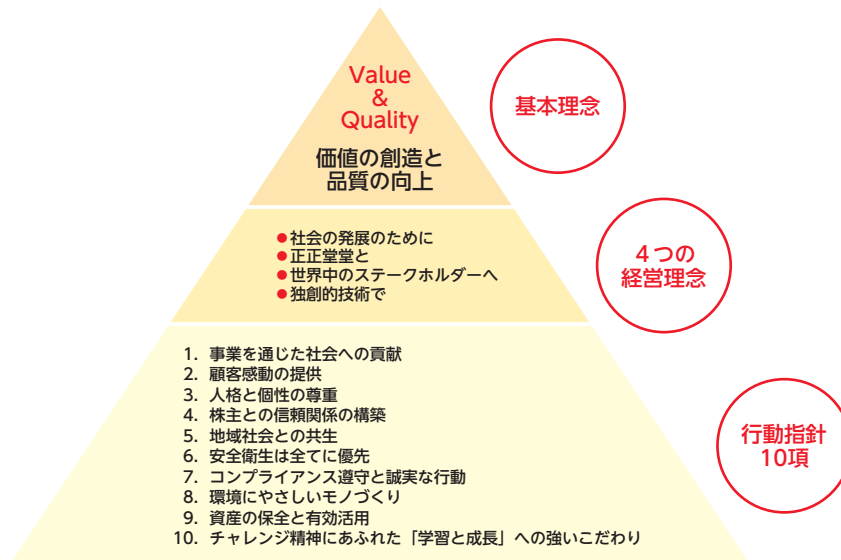
創業100周年のありたい企業像

未来と未知に挑むチャレンジングな企業
— 人類の豊かさと地球環境に貢献するために —

1. あくなき成長戦略の追求とモニタリング
2. 成長をゆるぎないものにする経営基盤の強化
3. より良き地球市民として「環境・社会・企業統治」への積極的な取り組みを実践する

企業理念

THE VALQUA WAY



ごあいさつ

株主のみなさまにおかれましては、日頃より当社グループへのご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。当社第126期定時株主総会を6月18日(木曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、中期経営計画「NF2026」のもと、変化の激しい国際情勢や事業環境に柔軟に対応しつつ、先端産業市場向け事業を中心に収益基盤の強化と成長投資を推進してまいりました。

第127期は創業100周年を迎える節目の年であり、有事ともいえる環境下においても迅速な意思決定と実行力により、持続的な成長を実現してまいります。あわせて、「理」と「利」の両立を軸とした経営とウェルビーイングの向上を通じ、次の100年に向けた新たな価値創造に取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役会長CEO
兼 CWO

瀧澤 利一

代表取締役社長COO
兼 H&S事業担当

瀧澤 利治

2026年5月

株主各位

証券コード 7995
(発送日) 2026年6月2日
(電子提供措置の開始日) 2026年5月26日

東京都品川区大崎二丁目1番1号

株式会社バルカー

代表取締役社長 瀧澤利治

第126期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠に有難く厚く御礼申しあげます。

さて、当社第126期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.valqua.co.jp/ir/meeting_report/

(上記ウェブサイトのメニュー「IR情報」「株主総会関連」資料でご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7995/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「バルカー」または「コード」に当社証券コード「7995」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日のご出席に代えて、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット等）によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁および6頁の方法により2026年6月17日（水曜日）午後5時35分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1 日時	2026年6月18日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場所	東京都品川区大崎二丁目1番1号 ThinkPark Tower（シンクパークタワー）24階 株式会社バルカー 本社大会議室
3 会議の目的事項	<p>報告事項 1. 第126期（自2025年4月1日至2026年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第126期（自2025年4月1日至2026年3月31日）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査役1名選任の件</p>
4 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	<p>(1)議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱いいたします。</p> <p>(2)書面およびインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱いいたします。</p> <p>(3)インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いいたします。</p> <p>(4)当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。</p>

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、3頁に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項に記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - なお、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
 - ② 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
 - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎ 書面交付請求をされていない株主さまには、本招集ご通知および株主総会参考書類をお送りいたします。
- ◎ 紙使用量の削減、デジタル化推進のため今回から株主総会決議ご通知の発送を中止し、当社ホームページへの掲載に変更いたします。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上

議決権の行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席する方法



当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月18日(木曜日)
午前10時

書面(郵送)で議決権を行使する方法

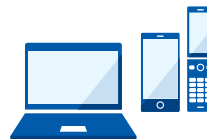


本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月17日(水曜日)
午後5時35分到着分まで

インターネット等で議決権を行使する方法



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月17日(水曜日)
午後5時35分入力完了分まで

書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取扱いたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

0000000

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

0000000

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

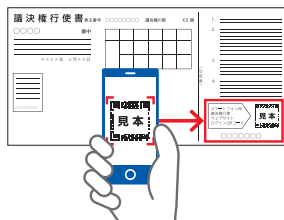
- 賛成の場合 ▶ **【賛】** の欄に○印
- 否認する場合 ▶ **【否】** の欄に○印

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

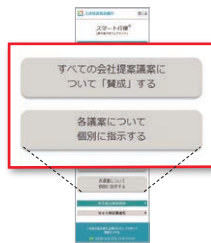
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

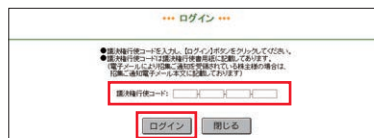
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



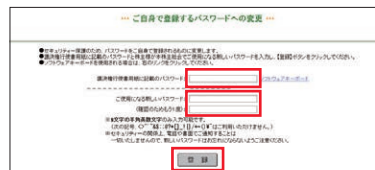
・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「初期パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- 株主さま以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主さまのご負担となります。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 営業の状況

当連結会計年度において当社グループは、2期目となる中期経営計画“New Frontier 2026” (NF2026) で掲げた「ステークホルダーの最高満足に向けて新たな価値創造に邁進する」という視点に立ち、不透明感が増す事業環境下において収益確保を図りつつ、半導体景況の回復と今後の市場成長に向けた生産拠点の整備・増強などの施策を推進しました。

また、2026年4月22日に公表いたしました当社元従業員による不正行為につきまして、ステークホルダーのみなさまには多大なるご迷惑とご心配をお掛けする事態となりましたことを深くお詫び申し上げます。当社は、再発防止策を同日に公表し、速やかかつ着実に実行しております。

当社グループの当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高が585億5千6百万円（前期比2.6%減）、営業利益が71億円（同25.3%増）、経常利益が70億1千2百万円（同16.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が51億2千8百万円（同9.7%増）となりました。

なお、当連結会計年度における受注高は603億3千4百万円、当期末の受注残高は128億1千万円となりました。

② 企業集団の事業部門別の営業の概況

当社グループの事業部門別売上状況は次のとおりであります。

区 分	売 上 高			
	当連結会計年度	前連結会計年度	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
シール製品事業	43,858	40,616	3,241	8.0
機能樹脂製品事業	14,697	16,334	△1,636	△10.0
シリコンウエハーリサイクル事業他	—	3,161	△3,161	—
合計	58,556	60,113	1,557	△2.6

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社グループは、従来、報告セグメントを「シール製品事業」、「機能樹脂製品事業」および「シリコンウエハーリサイクル事業他」の3区分としておりましたが、当連結会計年度より、「シール製品事業」および「機能樹脂製品事業」の2区分に変更しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、完工ベースで85億円でありました。主として国内外の工場新設および生産能力の増強に加え、デジタルソリューションの開発基盤整備のための投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、新工場新設を含む生産能力の向上などの投資や高水準を維持する在庫保有のため、長期借入として総額55億円を調達いたしました。なお、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、主要取引金融機関3行と総額30億円のコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

「(11) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)」をご参照ください。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

「(10) 重要な親会社および子会社の状況 ② 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(8) 対処すべき課題

次期に向けましては、中東、ウクライナ、東アジアをはじめとする国際情勢が不安定な状況にあり、世界経済に影響を及ぼし得る不確実性が高まっております。さらに、当社グループを取り巻く事業環境においても、エネルギーおよび原材料の不足や価格の高騰、人材不足と人件費の上昇など、先行きに対する懸念材料が存在しております。

このような事業環境下におきまして、当社グループは、創業100周年期にあたる次期を節目ではなく、次の100年における持続的な価値創造の実現に向けた起点と位置づけ、以下の3か年中期経営計画NF2026で掲げた基本方針、

《世界の分断が急激に進み

デジタル化によるビジネスモデルが激変する環境下において

「THE VALQUA WAY」のもとマルチ視点で

ステークホルダーの最高満足に向けて新たな価値創造に邁進しよう》

1. 激変する世界において本質を追求する目線の確立とそれに伴う人材育成
2. 地政学リスクの増大に対応した更なるサプライチェーンの改革と強靱化
3. デジタルイノベーション加速による新たなAI/ITソリューション事業のマネタイズ
4. 「技術流出」の徹底防止と新領域・新技術の見極め
5. 「Think Globally, Act Locally」によるグローカリゼーションの徹底

のもと、諸戦略を着実かつ迅速に推進いたします。

<事業展開について>

シール製品事業につきましては、高い成長が期待される半導体関連市場におきまして製品供給体制の最適化と生産力強化を完遂し、事業基盤のさらなる強靱化に努めてまいります。また、プラント機器市場におきましては、「シールエンジニアリングサービス」の提供を通じて顧客の安全性向上に寄与するとともに、デジタル技術とAIを融合させたソリューション展開を加速させ、産業界の生産性向上に貢献してまいります。

機能樹脂製品事業につきましては、半導体関連市場を最重点領域と位置づけ、戦略的な資源投入と供給網の整備を推進し、急激な需要の変化に対しても確実な供給責任を果たしてまいります。あわせて、デジタルの力を活用して社内の業務プロセス合理化を加速させ、より筋肉質な事業体質を構築することで収益力のさらなる強化を図ってまいります。

なお、地政学リスクへの対応といたしまして、国際情勢の不確実性が当社事業に及ぼす影響を踏まえ、原材料やエネルギー価格の変動、物流の混乱等に備えたリスク管理を継続しております。重要資材に対する安全在庫の確保やサプライチェーン全体の動向把握等を通じて、事業継続性の確保に努めております。

<サステナビリティ活動の推進と人材開発の強化>

当社グループは、企業理念である「THE VALQUA WAY」のもと、グループの健全かつ持続的な成長と持続可能な社会の実現の両立をサステナビリティの基本的な考え方としております。人類の豊かさや地球環境への貢献を目指し、創業100周年に向けたありたい企業像として掲げる「より良き地球市民」の実現に向け、「環境・社会・企業統治」に関する取り組みを積極的に推進しております。

これらの持続可能な社会の実現に向けた取り組みを「VALQUA Sustainable Action」と位置づけ、以下の重点施策を推進することで、基本理念であるValue（価値の創造）およびQuality（品質の向上）の実現につなげてまいります。

1. サステナビリティ経営に資する重要課題の見直し
2. 重要課題ごとの具体的な目標設定と進捗管理
3. コーポレートレポート等を通じた経営戦略とつながるサステナビリティ活動状況の開示拡充

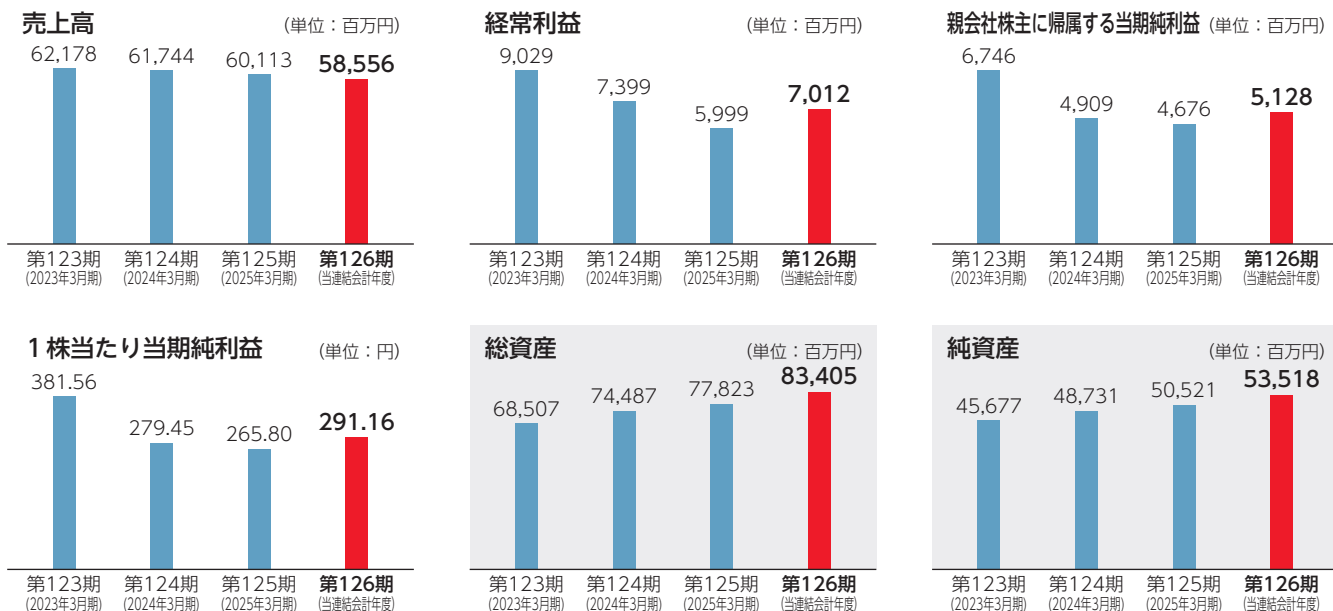
また、当社グループはこれまで一貫して、人材こそが最も重要な経営資源であり競争力の源泉であると位置づけており、世界がかつてない変化と課題に直面する中、「THE VALQUA WAY」を基軸に、「理と利（理念と利益）」の実現を図っております。また、ビジョナリー経営のさらなる強化に向け、「THE VALQUA WAY」の現場への浸透を一層推進するとともに、社員一人ひとりの活性に焦点をあてた「Well-being経営」の実現に向けて、積極的な人材開発を進め、時代の要請と社会的責任を担う人材（バルカーパーソン）の育成に努めてまいります。

<企業倫理の徹底・浸透の拡充>

2026年4月22日に公表いたしました当社元従業員による不正行為につきまして、当社は社外専門家をメンバーに加えた調査チームにて調査を行い、その結果に基づき原因究明と再発防止策を策定、実行しております。

再発防止策における、グループでの財務経理業務の統制強化および内部監査の実効性の向上等を通じてガバナンスの強化を着実に進めてまいります。

(9) 財産および損益の状況の推移



区 分		第123期 (2023年3月期)	第124期 (2024年3月期)	第125期 (2025年3月期)	当連結会計年度 (2026年3月期)
売上高	(百万円)	62,178	61,744	60,113	58,556
経常利益	(百万円)	9,029	7,399	5,999	7,012
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	6,746	4,909	4,676	5,128
1株当たり当期純利益	(円)	381.56	279.45	265.80	291.16
総資産	(百万円)	68,507	74,487	77,823	83,405
純資産	(百万円)	45,677	48,731	50,521	53,518
1株当たり純資産額	(円)	2,575.01	2,742.82	2,869.23	3,035.13

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出表示しております。
 3. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出表示しております。
 4. 当期における状況につきましては、前記(1)の「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社バルカーテクノ	30 百万円	100%	各事業における製品の販売
株式会社バルカー シール ソリューションズ	90 百万円	100%	シール製品の製造
九州バルカー株式会社	30 百万円	100%	シール製品の製造および太陽光発電事業
株式会社バルカーミカワフロンテック	33 百万円	100%	シール製品および機能樹脂製品の製造
バルカートルクシステム株式会社	100 百万円	100%	シール製品の販売
バルカーエヌジーシーイंक	2,437 千米ドル	100%	機能樹脂製品の製造および販売
バルカーアメリカイंक	1,260 千米ドル	100%	各事業における製品の販売
バルカー（上海）貿易有限公司	1,655 千人民元	100%	各事業における製品の販売
バルカーコリアカンパニーリミテッド	10,859 百万韓国円	100%	シール製品の製造および各事業における製品の販売
台湾バルカー国際股份有限公司	100 百万台湾ドル	100%	シール製品および機能樹脂製品の製造および各事業における製品の販売
バルカーベトナムカンパニーリミテッド	3,000 千米ドル	100%	シール製品の製造および各事業における製品の販売
バルカーアドバンスドベトナムカンパニーリミテッド	6,300 千米ドル	100%	シール製品および機能樹脂製品の製造および各事業における製品の販売
バルカーインダストリーズ（タイランド）リミテッド	126 百万タイバーツ	95.3%	シール製品の製造および各事業における製品の販売
バルカーインダストリーズシンガポールプライベートリミテッド	2,500 千米ドル	100%	各事業における製品の販売

(注) 1. 2026年3月31日現在の当社の連結子会社は、上記の14社であります。

2. バルカートルクシステム株式会社は2025年7月31日付で全株式を取得したため連結の範囲に含めております。

3. バルカーエヌジーシーイंकは、現在会社清算中であります。

4. 株式会社バルカーエスイースは、清算が終了したことにより連結の範囲から除外しております。

5. バルカーシール（上海）有限公司は、2025年12月10日付で出資持分を全て譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

6. バルカー（上海）貿易有限公司は2026年2月9日に解散および清算の決議を行い、同日より解散および清算の手続きを開始いたしました。

7. バルカーベトナムカンパニーリミテッドについては、新工場における事業を会社分割により新設したバルカーアドバンスドベトナムカンパニーリミテッドに承継いたしました。

(11) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業部門	主要製品・事業内容
シール製品事業	プラント・機器・配管用ガスケット 機器用グランドパッキン 産業機器・輸送機器用各種ゴム製品（Oリング等） 半導体製造装置用ゴム成形品 自動車部品 プラント施工管理・教育サービス 設備管理・保全管理サービス
機能樹脂製品事業	フッ素樹脂素材（シート・ロッド等） フッ素樹脂成形品 フッ素樹脂フィルム・テープ製品 フッ素樹脂ライニング製品および関連サービス

- (注) 1. 「シール製品事業」を構成しているバルカーシール（上海）有限公司について、当社の保有する出資持分を2025年12月10日に譲渡しましたが、当連結会計年度の同社の実績は、2025年12月末日までを計上しております。
2. シリコンウエハーリサイクル事業を構成している株式会社バルカー・エフエフティの保有株式を2025年3月21日に全て譲渡し、第126期より事業部門を変更いたしました。なお、シリコンウエハーリサイクル事業他に含まれていた他の製品・事業はシール製品事業へ計上しております。

(12) 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

<国内>

会社名	名称	所在地
株式会社バルカー	本社 M・R・Tセンター 奈良事業所 大阪営業所 名古屋営業所 北九州営業所	東京都品川区 東京都町田市 奈良県五條市 大阪府大阪市 愛知県名古屋市 福岡県北九州市
株式会社バルカーテクノ	本社	東京都品川区
株式会社バルカー シール ソリューションズ	本社	奈良県五條市
九州バルカー株式会社	本社	福岡県飯塚市
株式会社バルカーミカワフロンテック	本社 工場	愛知県新城市 愛知県田原市
バルカートルクシステム株式会社	本社	愛知県大府市

<海外>

会社名	国名	所在地
バルカーエヌジーシーインク	米国	テキサス州ヒューストン
バルカーアメリカインク	米国	カリフォルニア州サニーバール
バルカー（上海）貿易有限公司	中国	上海
バルカーコリアカンパニーリミテッド	韓国	ソウル
台湾バルカー国際股份有限公司	台湾	高雄
バルカーベトナムカンパニーリミテッド	ベトナム	ハイズン省
バルカーアドバンスドベトナムカンパニーリミテッド	ベトナム	ハイズン省
バルカーインダストリーズ（タイランド）リミテッド	タイ	サムットプラカン
バルカーインダストリーズシンガポールプライベートリミテッド	シンガポール	シンガポール

(注) バルカーシール（上海）有限公司は、2025年12月10日付で出資持分を全て譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

(13) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,582名 (183名)	46名増 (12名増)

(注) 1. 従業員数は当社グループから当社グループ以外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均雇用人員を外書きで記載しております。

2. 従業員数が前連結会計年度末と比べて46名増加しておりますが、その主な理由は、バルカートルクシステム株式会社の全株式を取得し、連結の範囲に含めたことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
424名 (102名)	2名減 (1名増)	47.1歳	17.7年

(注) 従業員数は当社から当社以外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均雇用人員を外書きで記載しております。

当社は年齢や経歴にとらわれず、適材適所で人材を登用し、シニア層の活躍推進も行っているため、平均年齢はやや高めに推移しています。

(14) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高 百万円
株式会社三井住友銀行	8,966
株式会社みずほ銀行	2,551
三井住友信託銀行株式会社	1,925
株式会社国際協力銀行	1,455

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額30億円のコミットメントライン契約を締結しております。

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 68,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 18,688,733株
- (3) 株主数 38,027名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,383	13.52
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,422	8.07
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,386	7.87
バルカー東京共栄会	610	3.46
株式会社三井住友銀行	537	3.05
瀧澤 利一	406	2.31
三井住友信託銀行株式会社	400	2.27
ダイキン工業株式会社	285	1.62
バルカー大阪共栄会	284	1.61
瀧澤 椎子	243	1.38

(注) 当社は、自己株式1,062千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	13,100株	3名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4) 取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	瀧澤 利一	CEO 兼 CWO
代表取締役社長	瀧澤 利治	COO 兼 H & S 事業担当
取締役副社長	中澤 剛太	CFO 兼 CDO
社外取締役	成田 学	日本ケミファ株式会社 社外取締役 銀泉株式会社 取締役会長
社外取締役	齊藤 三希子	エスエムオー株式会社 代表取締役CEO 株式会社ハイデイ日高 社外取締役 株式会社東和銀行 社外取締役
社外取締役	沓澤 浩也	
常勤監査役	高 昭夫	
社外監査役	高橋 秀法	公認会計士 (高橋秀法公認会計士事務所)
社外監査役	戸井川 岩夫	弁護士 (日比谷 T & Y 法律事務所) 日本農業株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役成田学氏、同齊藤三希子氏および同沓澤浩也氏は、社外取締役であります。また、監査役高橋秀法氏および同戸井川岩夫氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役高昭夫氏は、過去に当社の財務部門において、長年にわたり業務に携わっており、企業の財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外監査役高橋秀法氏は、公認会計士の資格を有しており、企業の財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役戸井川岩夫氏は、弁護士の資格を有しており、企業の法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役成田学氏、同齊藤三希子氏および同沓澤浩也氏並びに社外監査役高橋秀法氏および同戸井川岩夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役中澤剛太氏は、2026年2月12日付で、TORANOTEC株式会社の取締役を退任いたしました。また、同氏は、2026年4月1日付で、副社長CFO兼CDO兼CROに担当が変更となりました。
7. 社外取締役成田学氏は、2025年6月19日付で、日本ケミファ株式会社の社外取締役に就任いたしました。また、同氏は、2025年6月26日付で、銀泉株式会社の代表取締役を退任し、取締役会長に就任いたしました。
8. 社外取締役齊藤三希子氏は、2025年5月27日付で、株式会社ハイデイ日高の社外取締役に就任いたしました。また、同氏は、2025年6月26日付で、株式会社東和銀行の社外取締役に就任いたしました。
9. 社外監査役高橋秀法氏は、2025年6月24日付で、五洋建設株式会社の社外取締役を退任いたしました。
10. 社外監査役戸井川岩夫氏は、2026年6月17日付で、日本農業株式会社の社外取締役(監査等委員)を退任予定であります。

<ご参考> 執行役員の状況（取締役兼務執行役員を除く）（2026年4月1日現在）

会社における地位	氏名	担当
専務執行役員	椿山善昭	管理部門管掌 兼 T.V.W.推進・人材開発担当
専務執行役員	神田大輔	高機能樹脂・製品本部長
常務執行役員	小川禎	会長CEO担当秘書長
常務執行役員	伏屋克俊	生産調達本部長
常務執行役員	小野幹仁	H&S事業本部長
常務執行役員	川上孝弘	高機能シール本部長
執行役員	野邊淳嗣	総務部長
執行役員	村上良太	CSO 兼 品質保証・環境管理担当
執行役員	能勢正章	技術総合研究所長 兼 知的財産担当
執行役員	堤直彦	経営企画部長 兼 IR室・貿易事務担当
執行役員	村井公博	高機能シール本部副本部長
執行役員	岸優子	人事部長
執行役員	木下祐介	デジタル戦略本部長
執行役員	谷直幸	コンプライアンス担当 兼 法務部長

CEO：最高経営責任者

COO：最高執行責任者

CWO：最高ウェルビーイング責任者

CFO：最高財務責任者

CDO：最高デジタル責任者

CRO：最高リスク責任者

CSO：最高安全責任者

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役成田学氏、同齊藤三希子氏および同沓澤浩也氏並びに社外監査役高橋秀法氏および同戸井川岩夫氏は、当社との間で会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および「1. (10) 重要な親会社および子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役、監査役および執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	408百万円 (36百万円)	286百万円 (36百万円)	80百万円 (-)	41百万円 (-)	8名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	38百万円 (20百万円)	38百万円 (20百万円)	-	-	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	447百万円 (57百万円)	325百万円 (57百万円)	80百万円 (-)	41百万円 (-)	11名 (6名)

(注) 1. 上表には、2025年6月25日開催の第125期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。

3. 取締役の業績連動報酬等は、取締役に職責全うを動機づける内容とし、企業業績を総合的かつ適切に評価できるよう、営業利益・当期純利益・ROE等の業績に関わる重要な経営指標を勘案することとしております。なお、その実績は「1. (9) 財産および損益の状況の推移」並びに「連結計算書類」および「計算書類」に記載のとおりであります。

4. 取締役の非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。また、割当ての際の条件等は「3. (4) ②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであり、当事業年度における交付状況は、「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

5. 取締役の報酬等の額は、2018年6月20日開催の第118期定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役は3名）であります。

また、2019年6月20日開催の第119期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で、各事業年度に割り当てる譲渡制限付株式の総数を3万株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名であります。

6. 監査役の報酬等の額は、2018年6月20日開催の第118期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち社外監査役は3名）であります。
7. 取締役会は、代表取締役会長CEO瀧澤利一に対し、各取締役の固定報酬（確定額報酬）および業績連動報酬（役員賞与）の具体的内容の決定について委任しております。委任した理由は、当社全体業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには、代表取締役会長CEOが適していると判断したためであります。
8. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、「3. (4) ②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に基づき、固定報酬（確定額報酬）および業績連動報酬（役員賞与）の具体的内容について取締役会より委任を受けた代表取締役会長CEOが決定するとともに、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については取締役会の決議により決定しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a) 基本方針

当社は、役員の役割がグループ全体の経営方針・戦略に基づいて、当社企業価値を高めることにありと考えております。取締役の報酬はそのインセンティブとして位置づけ、その報酬の水準については、取締役の役割と責任および業績に報いるのに相応しいものとするを基本方針とします。具体的には、固定報酬（確定額報酬）、業績連動報酬（役員賞与）および非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成するものとします。ただし、社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（確定額報酬）のみを支給するものとします。

b) 固定報酬（確定額報酬）に関する方針（付与時期や条件に関する方針を含みます）

取締役の固定報酬（確定額報酬）は、月例報酬とし、基本報酬月額と、代表権の有無、役位（会長、社長）と常勤、非常勤の別に応じた定額報酬からなるものとします（なお、執行役員を兼務する場合の定額報酬は、役員報酬とは区別して定めるものとします）。これらは役位、区分ごとの基準額をベースに、在任年数、貢献度、経験、専門性等を勘案して決定するものとします。

c) 業績連動報酬（役員賞与）に関する方針（付与時期や条件に関する方針を含みます）

取締役の業績連動報酬（役員賞与）は、取締役に職責全うを動機づける内容とし、毎年一定の時期に支給するものとします。具体的には、企業業績を総合的かつ適切に評価できるよう、営業利益・当期純利益・ROE等の業績に関わる重要な経営指標を勘案することとし、個別の業績連動報酬（役員賞与）は、固定報酬（確定額報酬）と業績連動報酬（役員賞与）の比率がe) 報酬等の割合に関する方針に記載の割合となるよう基準額を算出のうえ、当該年度の業績水準および各取締役の重点施策の推進状況等に応じて基準額の0%～150%の範囲で支給額を決定するものとします。

d) 非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）に関する方針（付与時期や条件に関する方針を含みます）

取締役の非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）は、当社の取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主と共有するとともに、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としております。割当株式数は、固定報酬（確定額報酬）（使用人兼務取締役の場合は当該使用人分給与を加えるものとします）に役位を加味した基準額をベースに算定し、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、取締役会において決

定のうえ、毎年一定の時期に支給するものとします。また、当社と取締役との譲渡制限付株式割当契約において、譲渡制限期間（30年以上で取締役会が定める期間）が満了するまでに譲渡制限が解除されていない場合や、譲渡制限期間開始後最初の定時株主総会より前に当社の取締役、使用人等から退任又は退職した場合を譲渡制限付株式の無償取得事由として定めるものとします。

e) 報酬等の割合に関する方針

社外取締役以外の取締役の種類別の報酬割合については、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するように設定するものとします。具体的な固定報酬（確定額報酬）、業績連動報酬（役員賞与）、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の割合については、7：2：1を目安とし、職責や報酬水準を考慮して決定するものとします。

f) 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等のうち固定報酬（確定額報酬）および業績連動報酬（役員賞与）については、取締役会の決議に基づき、代表取締役会長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとします。その権限の内容は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内であり、かつ上記の方針および役員報酬規程に従うことを前提とした、各取締役への具体的配分の決定とします。なお、取締役の個人別の報酬等のうち非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、取締役会において決定するものとします。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

社外取締役成田学氏は、日本ケミファ株式会社の社外取締役、銀泉株式会社の取締役会長であります。当社と日本ケミファ株式会社との間には取引関係はありません。また、当社と銀泉株式会社との間には取引がありますが、僅少であります。

社外取締役齊藤三希子氏は、エスエムオー株式会社の代表取締役CEO、株式会社ハイデイ日高の社外取締役および株式会社東和銀行の社外取締役であります。当社とエスエムオー株式会社、株式会社ハイデイ日高および株式会社東和銀行の間には取引関係はありません。

社外監査役高橋秀法氏は、公認会計士（高橋秀法公認会計士事務所）であります。当社と高橋秀法公認会計士事務所の間には取引関係はありません。

社外監査役戸井川岩夫氏は、弁護士（日比谷T & Y法律事務所）および日本農薬株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と日比谷T & Y法律事務所および日本農薬株式会社との間には取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況および社外取締役等に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	成田 学	当期における主な活動状況といたしましては、2025年6月25日就任後に開催されました取締役会12回のうち11回に出席し、主に経営判断に関する監督・助言の見地から、経営の専門家として議案の審議に必要な発言を適宜行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。
社外取締役	齊藤 三希子	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会15回すべてに出席し、主に経営判断に関する監督・助言の見地から、経営の専門家として議案の審議に必要な発言を適宜行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。
社外取締役	沓澤 浩也	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会15回すべてに出席し、主に経営判断に関する監督・助言の見地から、経営の専門家として議案の審議に必要な発言を適宜行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。
社外監査役	高橋 秀法	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会15回、監査役会14回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	戸井川 岩夫	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会15回、監査役会14回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬 | 64百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 64百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 上記以外に、前事業年度の当社に係る追加報酬7百万円を支払っております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	(83,405)
流動資産	47,970
現金及び預金	7,915
受取手形	337
電子記録債権	3,793
売掛金	12,348
契約資産	131
商品及び製品	6,910
仕掛品	1,300
原材料及び貯蔵品	12,663
未収入金	861
その他	1,870
貸倒引当金	△160
固定資産	35,435
有形固定資産	23,579
建物及び構築物	10,139
機械装置及び運搬具	4,151
工具、器具及び備品	1,456
土地	4,237
リース資産	672
建設仮勘定	2,921
無形固定資産	3,872
ソフトウェア	1,280
のれん	783
顧客関連資産	1,283
その他	524
投資その他の資産	7,983
投資有価証券	4,189
繰延税金資産	213
退職給付に係る資産	2,745
その他	1,082
貸倒引当金	△247
資産合計	83,405

科 目	金 額
(負債の部)	(29,887)
流動負債	15,824
支払手形及び買掛金	5,049
電子記録債務	725
短期借入金	3,646
1年内返済予定の長期借入金	1,135
リース債務	165
未払法人税等	901
契約負債	34
賞与引当金	695
役員賞与引当金	80
その他	3,389
固定負債	14,063
長期借入金	11,483
リース債務	557
繰延税金負債	1,380
退職給付に係る負債	249
その他	391
(純資産の部)	(53,518)
株主資本	48,820
資本金	13,957
資本剰余金	4,792
利益剰余金	31,932
自己株式	△1,861
その他の包括利益累計額	4,659
その他有価証券評価差額金	1,483
為替換算調整勘定	2,805
退職給付に係る調整累計額	370
非支配株主持分	38
負債・純資産合計	83,405

連結損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		58,556
売上原価		33,571
売上総利益		24,984
販売費及び一般管理費		17,883
営業利益		7,100
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	61	
設備賃貸収益	275	
持分法による投資利益	18	
為替差益	31	
その他	164	582
営業外費用		
支払利息	261	
債権売却損	30	
設備賃貸費用	265	
その他	113	671
経常利益		7,012
特別利益		
固定資産売却益	47	
関係会社出資金売却益	83	130
特別損失		
固定資産売却損	8	
固定資産廃棄損	33	
事業構造改善費用	345	388
税金等調整前当期純利益		6,755
法人税、住民税及び事業税	1,422	
法人税等調整額	202	1,625
当期純利益		5,129
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		5,128

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	(59,562)
流動資産	34,785
現金及び預金	4,585
受取手形	27
電子記録債権	3,374
売掛金	8,205
商品	3,018
原材料	10,424
貯蔵品	2
前払費用	466
短期貸付金	1,858
未収入金	2,677
その他	146
貸倒引当金	△1
固定資産	24,776
有形固定資産	7,143
建物	1,665
構築物	46
機械及び装置	173
車両運搬具	2
工具、器具及び備品	654
土地	3,363
リース資産	9
建設仮勘定	1,228
無形固定資産	1,118
ソフトウェア	1,103
電話加入権	14
投資その他の資産	16,514
投資有価証券	3,778
関係会社株式	5,381
関係会社出資金	1,273
長期貸付金	3,915
敷金及び保証金	447
前払年金費用	2,056
その他	334
貸倒引当金	△673
資産合計	59,562

科 目	金 額
(負債の部)	(21,107)
流動負債	13,222
電子記録債務	666
買掛金	5,209
短期借入金	1,150
一年以内返済の長期借入金	464
リース債務	3
未払金	1,129
未払法人税等	101
未払消費税等	316
未払費用	89
預り金	3,007
賞与引当金	341
役員賞与引当金	80
その他	665
固定負債	7,884
長期借入金	7,206
リース債務	8
繰延税金負債	387
資産除去債務	176
その他	105
(純資産の部)	(38,455)
株主資本	36,996
資本金	13,957
資本剰余金	4,454
資本準備金	4,197
その他資本剰余金	256
利益剰余金	20,435
その他利益剰余金	20,435
繰越利益剰余金	20,435
自己株式	△1,851
評価・換算差額等	1,458
その他有価証券評価差額金	1,458
負債・純資産合計	59,562

損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		40,300
売上原価		26,062
売上総利益		14,238
販売費及び一般管理費		12,757
営業利益		1,481
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,185	
その他	805	5,991
営業外費用		
支払利息	268	
その他	452	720
経常利益		6,751
特別利益		
固定資産売却益	11	
関係会社清算益	895	907
特別損失		
固定資産廃棄損	31	
関係会社出資金売却損	463	494
税引前当期純利益		7,163
法人税、住民税及び事業税	72	
法人税等調整額	250	322
当期純利益		6,841

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社バルカー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉持直樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川端孝祐

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バルカーの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルカー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社バルカー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉持直樹
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川端孝祐

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バルカーの2025年4月1日から2026年3月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第126期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、当社元従業員による不正行為については、取締役は弁護士、公認会計士および公認不正検査士等の社外専門家をメンバーに加えた調査チームを組成し、その原因の究明と再発防止策を策定し、内部統制システムの運用面における定着を図っていくことを、取締役から説明を受け、質疑応答や証跡等の閲覧によって検証いたしました。また、本件に関する取締役会の監督の状況について確認いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
なお、不正行為に係わる再発防止策の運用状況につきましては、その進捗状況を引き続き監視および検証して参ります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

株式会社バルカー 監査役会

常勤監査役	高 昭 夫	Ⓔ
社外監査役	高 橋 秀 法	Ⓔ
社外監査役	戸井川 岩 夫	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、当期の期末配当を次のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭といたします。
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 金75円 総額 1,321,993,050円
(注) なお、中間配当金として75円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり150円となります。	
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2026年6月19日

監査役1名選任の件

監査役高橋秀法氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏名	現在の当社における地位	出席状況
たか はし ひで のり 高橋 秀法	社外監査役	取締役会 15回／15回 (100%) 監査役会 14回／14回 (100%)



たかはし ひでのり
高橋 秀法

(1951年8月26日生)

再任

社外

独立

社外監査役在任期間

8年

取締役会出席回数

15回／15回 (100%)

監査役会出席回数

14回／14回 (100%)

所有する普通株式の数

6,800株

▶ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1982年 8月	公認会計士登録	2010年 7月	日本公認会計士協会 常務理事
1991年 8月	センチュリー監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 代表社員	2014年 7月	高橋秀法公認会計士事務所 開設 公認会計士 (現任)
2006年 6月	新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 常任理事	2017年 6月	五洋建設株式会社 社外取締役
2008年 8月	新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 経営専務理事	2018年 6月	当社社外監査役 (現任)

[社外監査役候補者とした理由]

公認会計士であり、企業会計の専門家としての立場からの助言・監督を行っていただけるものと判断し、当社の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注)
1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 高橋秀法氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）の業務執行に携わっておりましたが、同監査法人を2014年6月に退職しております。
 3. 高橋秀法氏は、社外監査役候補者であります。同氏を社外監査役候補者とした理由および職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、上記の[社外監査役候補者とした理由]に記載のとおりであります。
 4. 当社は、高橋秀法氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
 5. 高橋秀法氏は、現に当社の社外監査役であり、監査役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって8年になります。
 6. 当社は、社外監査役候補者である高橋秀法氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となっており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、「3. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容の更新を予定しております。

(ご参考)

当社取締役・監査役は会社経営に関わる各分野で高度な知見、経験をもった人材にて構成するものとします。
第2号議案が原案どおり承認可決された場合における取締役・監査役の知見、経験は次のとおりであります。

氏名		企業経営 ・ 経営戦略	財務 ・ 会計	法務 ・ リスク マネジメント	ESG	製造	営業 ・ マーケ ティング	人事・労務 ・ 人材開発	国際性	技術 ・ テクノ ロジー
取締役	瀧澤 利一	●	●	●	●	●	●	●		●
	瀧澤 利治	●	●		●		●		●	
	中澤 剛太	●	●	●	●					●
	成田 学	社外	●	●	●		●			
	齊藤 三希子	社外	●		●	●	●	●		
	沓澤 浩也	社外	●	●		●		●	●	●
監査役	高 昭夫		●	●						
	高橋 秀法	社外	●	●	●					
	戸井川 岩夫	社外			●			●		

※上記一覧表は、各氏の有するすべての知見、経験を表すものではありません。

以上

会場ご案内略図

> 会場

東京都品川区大崎二丁目1番1号

ThinkPark Tower 24階

(シンクパークタワー)

株式会社バルカー 本社大会議室

電話 (03) 5434-7370

> 交通機関

JR「大崎駅」

南改札口 新西口 直結

夢さん橋 を通り 徒歩2分

(JR山手線・JR埼京線・JR湘南新宿ライン・
東京臨海高速鉄道りんかい線・相鉄線直通)



ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

クールビズスタイルでの株主総会開催について

株主総会当日、当社係員は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承いただけますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。